

# 《東通消防署からのお知らせ》

## 年末年始特別警戒の実施について

これからは本格的な冬を迎えることに伴い、各家庭において火気を使用する機会が増えることに加え、年末年始特有の慌ただしい時期です。このことから、火の取り扱いに対する注意が欠如し、住宅火災が多く発生します。そこで消防署・消防団では、年末年始にかけ消防車による管内巡回をし、地域の方々に火災予防の呼びかけを実施します。

ちょっとした油断が火災発生につながりますので、火の用心に努め、お出かけ前、お休み前にはもう一度火の元を確認し、明るい新年を迎えましょう。

### 【住宅防火 いのちを守る7つのポイント －3つの習慣・4つの対策－】

#### 3つの習慣

1. 寝たばこは、絶対やめる。
2. ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3. ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



#### 4つの対策

1. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
2. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

### ● 119番通報は下北消防本部(むつ市)につながります！！

平成25年度から下北地域の119番通報は、すべて下北消防本部通信指令課へ繋がるようになりました。災害が発生している場所が分からなければ、消防車・救急車が迅速に駆け付けることができません。通報する際には正確な住所又は、目標となる建物等を職員にお話し下さい。また、詳しい状況を把握するため、こちらから何点かお尋ね致します。場所を特定していれば、消防車・救急車は出動していますので、落ち着いてお答え下さい。皆様の正しい119番通報が、迅速的確な消防・救急・救助活動につながりますので、御協力下さいますようお願い致します。

### ● もう設置しましたか？

住宅火災による焼死者は、火事に気づくのが遅れたことによるケースが約6割をしめます。大切な家族を守るため、火災の発生をすばやく察知できる住宅用火災警報器を設置しましょう。



### ● 不審電話に注意!!

青森県内及び下北管内で「〇〇消防署の〇〇ですが、」と名乗り、消防職員を装って家族構成や年齢等の世帯情報を尋ねる不審電話が相次いで発生しております。消防からそのような用件を電話で確認する事はありませんので、ご注意下さい。

もし、そのような電話がございましたら、東通消防署に問い合わせて下さい。